

8. 教育実習に関する要項

【1】学校教育課程（平成25年度以降入学の学校教育課程学生のみ適用）

（平成22年3月5日制定）

A. 教育実習実施要項

1. 学校教育課程の学生の教育実習は次のとおりとする。

○枠内の数字は週間を示す

課程	学年・学期	1 年		2 年		3 年		4 年	
		後期		前期	後期	前期	後期	前期	後期
学校教育課程	発達科教育	教職入門ゼミ （附属四校園参加体験 水曜日4回）		介護等体験5日間 （社会福祉施設）		実習A⑤	実習A⑤	介護等体験2日間 （附属特別支援学校）	
	特別支援教育			教職展開ゼミ （公立校園参加体験 2日）				実習A⑤	実習A⑤
								基礎免実習③	副免実習③

※ 各実習の前後に事前指導、事後指導を行う。

2. 学校教育課程の実習Aは主たる免許のための実習であり、実習B（教育学・教育心理学選修を除く）は従たる免許のための実習である。但し、幼年教育選修の実習Aは幼稚園で、実習Bは小学校で実施する。

特別支援教育コースの実習Aは特別支援学校免許のための実習であり、基礎免実習は基礎とする小学校または中学校免許取得のための実習である。なお、特別支援教育コースの実習Aは事前に、附属特別支援学校における1週間の指導を実施する。

3. それぞれの教育実習を履修するためには、教育実習開始時点において教育実習参加資格条件（下記のD）を満たしていなければならない。
4. 小学校免許または中学校免許を取得しようとする場合は、特例を除いて介護等体験（7日間）を行わなければならない。

B. 副免教育実習実施要項

1. 副免教育実習（3単位）は4年次に3週間集中して行う。
2. 副免教育実習を履修するには、卒業に必要な免許の教育実習を終えていることを基礎資格として、別途定める要件（下記のD）を満たしていなければならない。

C. 教育実習と単位の認定

1. 教育実習A・B、基礎免実習は、その学期の学部の授業と並行して履修することができる。
2. 4年次の前期及び後期に3週間を超えて副免教育実習に参加する場合は、その期の学部授業の単位は認定しない。

3. 学生は教育実習終了後、1週間以内に実習報告書を該当実習校の教育実習主任に提出しなければならない。
4. 教育実習の評価は、実習校における実習成績を基準とし、これに教育実習に関する提出物の成績、事前指導・事後指導の評価を勘案して、学部及び当該実習校の実習指導教員により総合判定をする。

D. 教育実習参加資格要件

1. 教育実習 A

教育実習 A を履修するには、原則として以下の条件を満たしていること。

参加開始の前の年度までに総単位50単位を修得し、かつ、2年次終了時までに習得すべき必修科目のうち、主たる免許に必要な初等教育教科に関する科目、基本教職に関する科目、教育展開科目、特別支援教育に関する科目及び選修科目を次の表に定めるとおり修得していること。

コース 科目	発達教育		教科教育				特別支援教育	
	教育学・ 教育心理学	幼年	国語・社会・数学・理科・ 音楽・美術・保健体育・ 家庭科・英語		技術		基礎免(小)	基礎免(中)
			甲類	乙類	乙類A	乙類B		
初等教育教科 に関する科目	4/8	4/8	4/8	—	—	—	2/4	—
基本教職に 関する科目	18/28	18/30	18/28	6/12	6/12	6/12	12/22	6/12
教育展開科目	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
特別支援教育 に関する科目	—	—	—	—	—	—	6/12	6/12
選修科目	—	—	—	6/10・ 8/12	8/12	8/12	—	6/10・12
計	26/40	26/42	26/40	16/26・ 18/28	18/28	18/28	24/42	22/38・40

※ 数字は、実習参加に必要な単位数／主たる免許に必要な2年対象までの必修単位数

2. 教育実習 B ・基礎免実習

教育実習 B 及び基礎免実習を履修するには、教育実習 A を終了していることを基礎資格とし、原則として次の条件を満たしていること。

教育実習 B 及び基礎免実習の参加開始の前の学期までに、3年次後期までに修得すべき必修科目のうち、卒業要件である2つの免許に必要な初等教育教科に関する科目、基本教職に関する科目、教育展開科目、特別支援教育に関する科目及び選修科目（教育実習を除く）を次の表に定めるとおり修得していること。

コース 科目	発達教育	教科教育				特別支援教育	
		国語・社会・数学・理科・音楽・ 美術・保健体育・家庭科・英語		技術			
	幼 年	甲 類	乙 類	乙類A	乙類B	基礎免(小)	基礎免(中)
初等教育教科 に関する科目	6/8	6/8	4/4	4/4	—	4/4	—
基本教職に関 する科目	36/52	28/40	26/36	26/36	18/24	24/32	18/24
教育展開科目	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6
特別支援教育 に関する科目	—	—	—	—	—	14/24	14/24
選 修 科 目	—	8/10・12	8/10・12	8/12	8/12	—	8/10・12
計	46/66	46/64・66	42/56・58	42/58	30/42	46/66	44/64・66

※ 数字は、実習参加に必要な単位数／3年対象までの必修単位数

3. 副免教育実習

副免教育実習を履修するには、卒業に必要な教育実習を終了していることを基礎資格とし、副免教育実習の参加開始の前の学期までに、それぞれの2種免許状に必要な単位について次の条件を満たしていること。

- 【幼稚園】初等教育教科に関する科目 (4単位) …全て修得していること
幼稚園教諭2種免許状の基本教職に関する科目 (22単位) …12単位以上修得していること
- 【小学校】初等教育教科に関する科目 (4単位) …全て修得していること
- 【中学校】選修科目 (10～12単位) …全て修得していること
基本教職に関する科目 該当する教科指導法(中)(2単位) を修得していること
- 【特別支援学校】特別支援教育に関する科目 (16単位) …12単位以上修得していること

※副免教育実習を履修するために必要な単位・科目は次ページの表で確認すること。

表 1. 幼稚園での副免教育実習に参加するために必要な単位・科目について

<p>初等教育教科に関する科目</p> <p>右に示す科目より、4単位以上を修得していること</p>	<table border="0"> <tr><td>国語(小)</td><td>2単位</td><td rowspan="6">} 1科目以上選択</td></tr> <tr><td>数学概論(小)</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>生活(小)</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>音楽(小)</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>図画工作(小)</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>体育(小)</td><td>2単位</td></tr> </table>	国語(小)	2単位	} 1科目以上選択	数学概論(小)	2単位	生活(小)	2単位	音楽(小)	2単位	図画工作(小)	2単位	体育(小)	2単位																
国語(小)	2単位	} 1科目以上選択																												
数学概論(小)	2単位																													
生活(小)	2単位																													
音楽(小)	2単位																													
図画工作(小)	2単位																													
体育(小)	2単位																													
<p>基本教職に関する科目</p> <p>右に示す科目より、12単位以上を修得していること</p>	<table border="0"> <tr><td>教師学</td><td>2単位</td><td rowspan="13">} 3科目選択</td></tr> <tr><td>教育本質論</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>教育心理学又は発達心理学</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>教育社会学又は教育制度・経営論</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>保育課程総論</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>保育の指導Ⅰ</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>保育の指導Ⅱ</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>保育の指導Ⅲ</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>保育の指導Ⅳ</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>保育の指導Ⅴ</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>保育の指導Ⅵ</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>幼児教育法</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>幼児臨床指導論</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>幼児・児童臨床心理学</td><td>2単位</td></tr> </table>	教師学	2単位	} 3科目選択	教育本質論	2単位	教育心理学又は発達心理学	2単位	教育社会学又は教育制度・経営論	2単位	保育課程総論	2単位	保育の指導Ⅰ	2単位	保育の指導Ⅱ	2単位	保育の指導Ⅲ	2単位	保育の指導Ⅳ	2単位	保育の指導Ⅴ	2単位	保育の指導Ⅵ	2単位	幼児教育法	2単位	幼児臨床指導論	2単位	幼児・児童臨床心理学	2単位
教師学	2単位	} 3科目選択																												
教育本質論	2単位																													
教育心理学又は発達心理学	2単位																													
教育社会学又は教育制度・経営論	2単位																													
保育課程総論	2単位																													
保育の指導Ⅰ	2単位																													
保育の指導Ⅱ	2単位																													
保育の指導Ⅲ	2単位																													
保育の指導Ⅳ	2単位																													
保育の指導Ⅴ	2単位																													
保育の指導Ⅵ	2単位																													
幼児教育法	2単位																													
幼児臨床指導論	2単位																													
幼児・児童臨床心理学	2単位																													

表 2. 小学校での副免教育実習に参加するために必要な単位・科目について

<p>初等教育教科に関する科目</p> <p>区分 A, B, C のうち 2 区分から各 1 科目以上、計 4 単位以上を修得していること</p>	<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">A</td> <td>国語(小)</td><td>2単位</td> </tr> <tr> <td>社会(小)</td><td>2単位</td> </tr> <tr> <td>生活(小)</td><td>2単位</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td>数学概論(小)</td><td>2単位</td> </tr> <tr> <td>理科(小)</td><td>2単位</td> </tr> <tr> <td>家庭(小)</td><td>2単位</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C</td> <td>音楽(小)</td><td>2単位</td> </tr> <tr> <td>図画工作(小)</td><td>2単位</td> </tr> <tr> <td>体育(小)</td><td>2単位</td> </tr> </table>	A	国語(小)	2単位	社会(小)	2単位	生活(小)	2単位	B	数学概論(小)	2単位	理科(小)	2単位	家庭(小)	2単位	C	音楽(小)	2単位	図画工作(小)	2単位	体育(小)	2単位
A	国語(小)		2単位																			
	社会(小)		2単位																			
	生活(小)	2単位																				
B	数学概論(小)	2単位																				
	理科(小)	2単位																				
	家庭(小)	2単位																				
C	音楽(小)	2単位																				
	図画工作(小)	2単位																				
	体育(小)	2単位																				

表 3. 中学校での副免教育実習に参加するために必要な単位・科目について

<p>選修科目</p> <p>教科教育コースの国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭科、英語の各選修で開設している選修科目より、必修科目をすべて修得していること</p>
<p>基本教職に関する科目</p> <p>該当する教科指導法(中)(2単位)を取得していること</p>

表 4. 特別支援学校での副免教育実習に参加するために必要な単位・科目について

<p>特別支援教育に関する科目</p> <p>右に示す科目より、12単位以上を修得していること</p>	<table border="0"> <tr><td>特別支援教育概論</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>知的障害児の心理・生理・病理</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>肢体不自由児の心理・生理・病理</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>知的障害児の教育と指導法</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>肢体不自由児の教育と指導法</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>重複障害教育総論</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>学習障害(LD)児等の心理と指導法</td><td>2単位</td></tr> <tr><td>障害児教育総論</td><td>2単位</td></tr> </table>	特別支援教育概論	2単位	知的障害児の心理・生理・病理	2単位	肢体不自由児の心理・生理・病理	2単位	知的障害児の教育と指導法	2単位	肢体不自由児の教育と指導法	2単位	重複障害教育総論	2単位	学習障害(LD)児等の心理と指導法	2単位	障害児教育総論	2単位
特別支援教育概論	2単位																
知的障害児の心理・生理・病理	2単位																
肢体不自由児の心理・生理・病理	2単位																
知的障害児の教育と指導法	2単位																
肢体不自由児の教育と指導法	2単位																
重複障害教育総論	2単位																
学習障害(LD)児等の心理と指導法	2単位																
障害児教育総論	2単位																

※ 4 年次附属特別支援学校で副免実習を行う者は、その 3 週間の実習の中に同校での介護等体験 2 日間も含めます。

E. 介護等体験参加資格要件（特別支援教育コースを除く）

介護等体験5日間（社会福祉施設）に参加するには、参加開始の前の年度までに総単位数25単位を修得していること。

また、介護等体験2日間（附属特別支援学校）に参加するには、教育実習Aの参加資格条件を満たしていること。

【2】情報社会文化課程（平成13年度以降入学の情報社会文化課程の学生のみ適用）

（平成15年3月20日制定）

A. 教育実習と単位の認定

1. 高等学校教諭普通免許状を取得しようとする学生は、4年次に教育実習（2週間）を履修しなければならない。ただし、中学校教諭普通免許状を取得しようとする場合は、さらに2週間の教育実習を3年次に履修しなければならない。（その履修方法については別に定める）
2. 教育実習は学部の授業と並行して履修することができる。
3. 教育実習の評価は、実習校における実習成績を基準とし、これに教育実習に関する提出物の成績、事前指導・事後指導を勘案して、学部及び実習校の実習指導教員により総合判定する。
4. 中学校教諭普通免許状を取得しようとする場合は、特例を除いて3年次に介護等体験（7日間）を行わなければならない。

B. 教育実習参加資格要件

1. 情報社会文化課程の学生が4年次の教育実習を履修するには、前の年度までに下記の要件を満たしていること。

課程で取得できる免許について、別途教員免許状取得要領の3の（2）に定める【教職に関する科目】	22単位（教育実習を除く）のうち12単位を修得していること。（「生徒指導論」を修得していることが望ましい）
3の（1）に定める【教科に関する科目】	20単位のうち16単位を修得していること。
3の（3）に定める【教科又は教職に関する科目】	16単位のうち4単位を修得していること。

2. 情報社会文化課程の学生が3年次の教育実習を履修するには、前の年度までに総単位数45単位以上を修得していること。

C. 介護等体験参加資格要件

情報社会文化課程の学生が介護等体験に参加するには、参加開始の前の年度までに総単位数45単位以上を修得していること。

【3】人間福祉科学課程（平成13年度以降入学の人間福祉科学課程の学生のみ適用）

（平成15年3月20日制定）

A. 教育実習と単位の認定

1. 高等学校教諭普通免許状を取得しようとする学生は、4年次に教育実習（所属コースにより2週間または3週間）を履修しなければならない。ただし、中学校教諭普通免許状を取得しようとする場合は、さらに2週間の教育実習を3年次に履修しなければならない。（その履修方法については別に定める）
2. 教育実習は学部の授業と並行して履修することができる。
3. 教育実習の評価は、実習校における実習成績を基準とし、これに教育実習に関する提出物の成績、事前指導・事後指導を勘案して、学部及び実習校の実習指導教員により総合判定する。
4. 中学校教諭普通免許状を取得しようとする場合は、特例を除いて3年次に介護等体験（7日間）を行わなければならない。

B. 教育実習参加資格要件

1. 人間福祉科学課程の学生が4年次の教育実習を履修するには、前の年度までに下記の要件を満たしていること。

課程で取得できる免許について、別途教員免許状取得要領の3の（2）に定める【教職に関する科目】	22単位（教育実習を除く）のうち12単位を修得していること。 （「生徒指導論」を修得していることが望ましい）
3の（1）に定める【教科に関する科目】	20単位のうち16単位を修得していること。
3の（3）に定める【教科又は教職に関する科目】	16単位のうち4単位を修得していること。

2. 人間福祉科学課程の学生が3年次の教育実習を履修するには、前の年度までに総単位45単位以上を修得していること。

C. 介護等体験参加資格要件

人間福祉科学課程の学生が介護等体験に参加するには、参加開始の前の年度までに総単位45単位以上を修得していること。